

建 第 9 1 5 号
平成29年11月13日

各関係団体の長 様

島根県土木部長
(建築住宅課)



平成29年度「しまね・ハツ・建設ブランド」(建築分野)
登録申請の募集開始について (通知)

平素より県の建築住宅行政にご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
このことについて、平成29年度「しまね・ハツ・建設ブランド」(建築分野)登録申請
の募集を開始しましたのでお知らせします。
また、パンフレットを送付しますので、窓口等での周知をお願いします。
詳細については、当課ホームページに掲載していますのでご確認ください。

記

- (1) 「しまね・ハツ・建設ブランド」(建築分野)登録制度の概要
県内で開発された、建築工事において利用される新しい製品や工法を「しまね・ハツ・建設ブランド」として登録し、県のホームページで公表します。
- (2) 建築住宅課ホームページ
http://www.pref.shimane.lg.jp/kenchikujuutaku/shingijutu/shima_hatsu_kentiku.html
- (3) 募集期間 平成29年11月15日(水)～平成29年12月14日(木)

担当：建築住宅課
住宅企画グループ 建神
TEL:0852-22-5226
FAX:0852-22-5218

平成29年度「しまね・ハツ・建設ブランド」(建築分野)の登録について

平成29年度「しまね・ハツ・建設ブランド」(建築分野)の登録の募集及び審査を以下のとおり実施する。

1. 募集期間 平成29年11月15日(水)～平成29年12月14日(木)
(1ヶ月間)
2. 登録対象 通常の建築工事で利用される技術で、従来の技術と比較して優れていると認められるもの
3. 申請対象者 県内に本店を置く事業者、又は県内の製造拠点において、申請される製品を実際に製造している事業者
4. 審査基準
 - ・要綱第4条第2号に規定する「新技術」該当すること
 - ・要綱第4条第2号及び要領第2条に規定する「県内事業者」に該当すること
 - ・要領第5条の登録要件に該当すること
5. 審査方法 申請された技術の審査は、次のとおり行うこととする。
 - 1) 予備審査会
 - (1) 申請件数が多く、登録審査会のみでの審査が困難となる場合、申請内容に疑義があり、事前審査を要すると判断される場合等において、必要に応じて会長が招集し開催する。
 - (2) 審査方法については、事務局(建築住宅課)において決定する。
 - 2) 登録審査会
 - (1) 申請者は申請技術に関するプレゼンテーションを行う。
 - (2) 申請書及びプレゼンテーション内容により、登録の可否を審査する。
6. 実施スケジュール

